

第2次救急医療対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次救急医療を行う医療機関として愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院及び医療法人医仁会さくら総合病院が実施する休日及び夜間における第1次救急医療機関の後方病院としての常時臨床応需態勢の整備に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、休日及び夜間における救急医療で第1次医療機関で適切な処理ができない場合又は緊急入院若しくは緊急手術を要する場合に実施する第2次救急医療とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院、社会医療法人志聖会総合犬山中央病院及び医療法人医仁会さくら総合病院が実施する休日及び夜間における診療の経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1）及び補助事業計画書（様式第2）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実態調査等を行い、補助金の目的、内容及び金額の算定が適正かどうかを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第3）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等の申請等)

第7条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の変更又は中止若しくは廃止したときは、直ちに補助事業変更（中止・廃止）申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更した場合について準用する。
（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第5）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定に基づき補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6）により補助事業者に通知するものとする。
（補助金の請求及び交付）

第10条 市長は、補助金の額を確定した後に補助事業者からの補助金請求書（様式第7）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するために市長が必要と認めたときは、交付すべき補助金の額の全部又は一部を概算払又は前金払の方法で交付することができる。
（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。